66　54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の５に規定する無線局の無線設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２(1)及び４の規定にかかわらず、次のとおりとする。 ア　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 10μW以下 イ　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 25μW以下	［新設］
67　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から66までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。	66　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から65までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十四条第１項の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

総務大臣　高市　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［１　略］ （財務諸表の様式の特例） ２　平成二十七年度から令和三年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中	**附　則** ［１　同上］ （財務諸表の様式の特例） ２　平成二十七年度から平成三十二年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中
未払消費税等	未払消費税等
とあるのは	とあるのは
未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金
と、	と、
国際催事放送権料引当金	国際催事放送権料引当金
とあるのは	とあるのは